



鳥取県公報

平成 30 年 10 月 23 日(火)
第 9 0 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (600) (福祉監査指導課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (601) (障がい福祉課) 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2 件) (602・603) (水環境保全課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (604) (企業支援課) 4
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (605) (県土総務課) 5
	公共測量の実施 (606) (〃) 5
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (607) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称又は居宅介護事業所、介護予防事業所又は介護予防・日常生活支援事業所の名称若しくは所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションさかい幸朋苑	境港市誠道町2082	訪問看護	平成29年9月1日
株式会社池田薬局	鳥取市今町一丁目323	ケイ・アイ堂薬局	米子市皆生新田二丁目2-15	居宅療養管理指導	平成27年9月30日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊地域密着型通所介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	地域密着型通所介護	平成28年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	西伯郡大山町末長503	介護予防訪問介護	平成29年10月1日
"	"	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	"	介護予防通所介護	"
"	"	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	"	"
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションさかい幸朋苑	境港市誠道町2082	介護予防訪問看護	平成29年9月1日
株式会社池田薬局	鳥取市今町一丁目323	ケイ・アイ堂薬局	米子市皆生新田二丁目2-15	介護予防居宅療養管理指導	平成27年9月30日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	変更年月日
----	------------	-------------------	--------------------	-------

社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	西伯郡大山町末長503	平成29年10月1日
〃	〃	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	〃	〃
〃	〃	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	〃

鳥取県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社ヴィレッジ	米子市八幡703-16	五千石調剤薬局	米子市八幡703-16	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年10月1日

鳥取県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年4月23日から平成37年3月31日まで
(変更前 昭和44年4月23日から平成31年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
米子市葭津字中海、大崎字中海十及び字中海十二の各全部並びに字中海九及び字中海十一の各一部
変更する部分
米子市大崎字中海七及び字中海八の各一部

鳥取県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称

米子市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
淀江都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年9月20日から平成37年3月31日まで
(変更前 平成6年9月20日から平成28年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,574平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 66台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 19.12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 6か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成30年10月5日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成30年10月23日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び湯梨浜町産業振興課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第605号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成30年10月23日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
福村建設
米子市東福原八丁目4-5
代表者 福村 充叔
- 3 処分の内容
平成30年10月23日から同月29日までの7日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業の全部。
- 4 処分の原因となった事実
同社は、米子市内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超える金額で工事を請け負った。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

鳥取県告示第606号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成30年7月25日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町及び日野郡江府町

鳥取県告示第607号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成30年11月12日から平成31年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | SNPジェノタイピングシステム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成30年8月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 有限会社友田大洋堂
島根県松江市嫁島町13-34 |
| 5 落札金額 | 47,034,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成30年7月6日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |